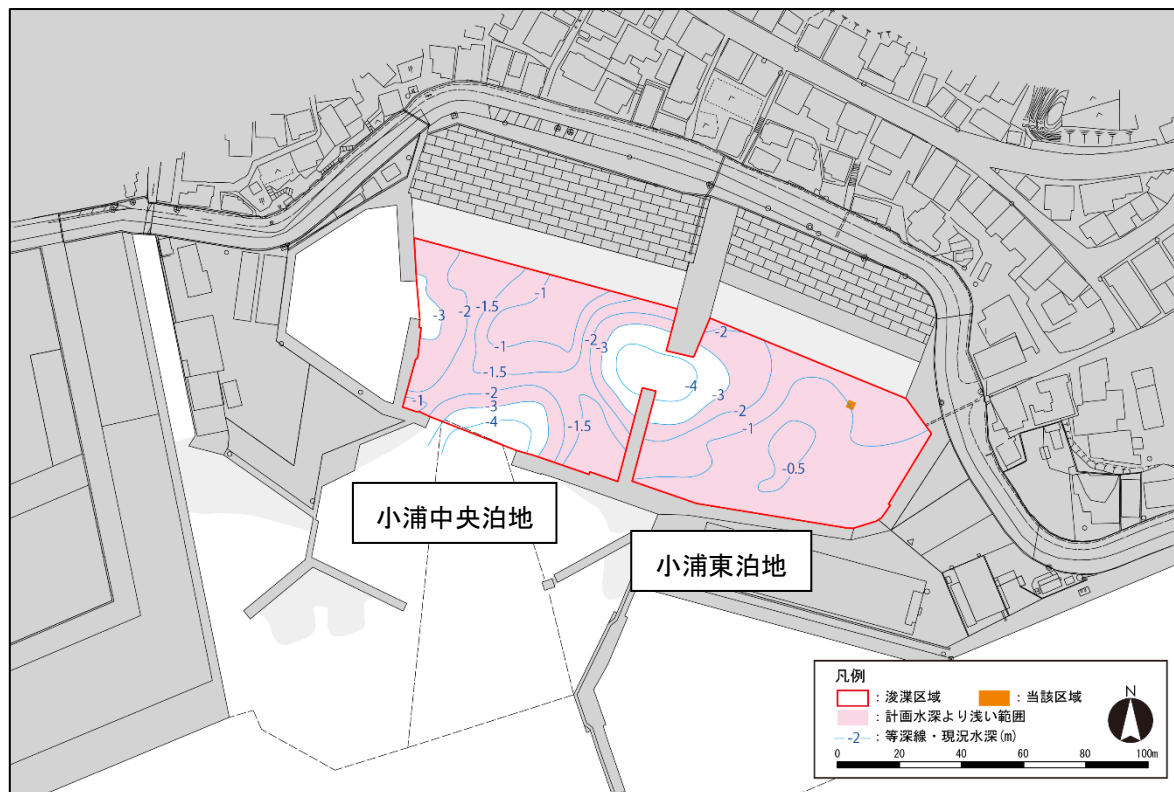


別紙-4 監視計画

変更申請で追加する施設「小浦東泊地」において、「添付書類-2、1.2 章、(4)その他の有害物質等」に記したとおり、ダイオキシン類（含有）が基準値を超過した区域が存在する（「当該区域」と称す）（図 4-1 参照）。

当該区域は浚渫を実施しないが、その周辺を浚渫、海洋投入する際には、通常の監視に加え、より詳細な監視を実施する。



備考) 1. 港内の数値は、現況（R5 年測量実施）の等深線（水深：m）を示す。

2. 小浦東泊地において、ダイオキシン類（含有）が基準値を超過した区域（2.5m×2.5m）については、浚渫範囲から除く。詳細は「添付書類-2、1.2 章、(4)その他の有害物質等」参照。

下図出典）「基盤地図情報」（国土地理院、<https://www.gsi.go.jp/kiban/>）

図 4-1 浚渫範囲と当該区域

(1) 監視の項目

監視の項目は以下に掲げる項目とする。

- 1) 海洋投入処分の実績に関する事項について
 - ①海洋投入処分をした廃棄物の数量について
 - ②廃棄物の判定基準への適合状況について
- 2) 海域の状況について

(2) 監視の方法

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

①海洋投入処分をした廃棄物の数量

排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する（表 4-1 参照）。

②廃棄物の判定基準への適合状況

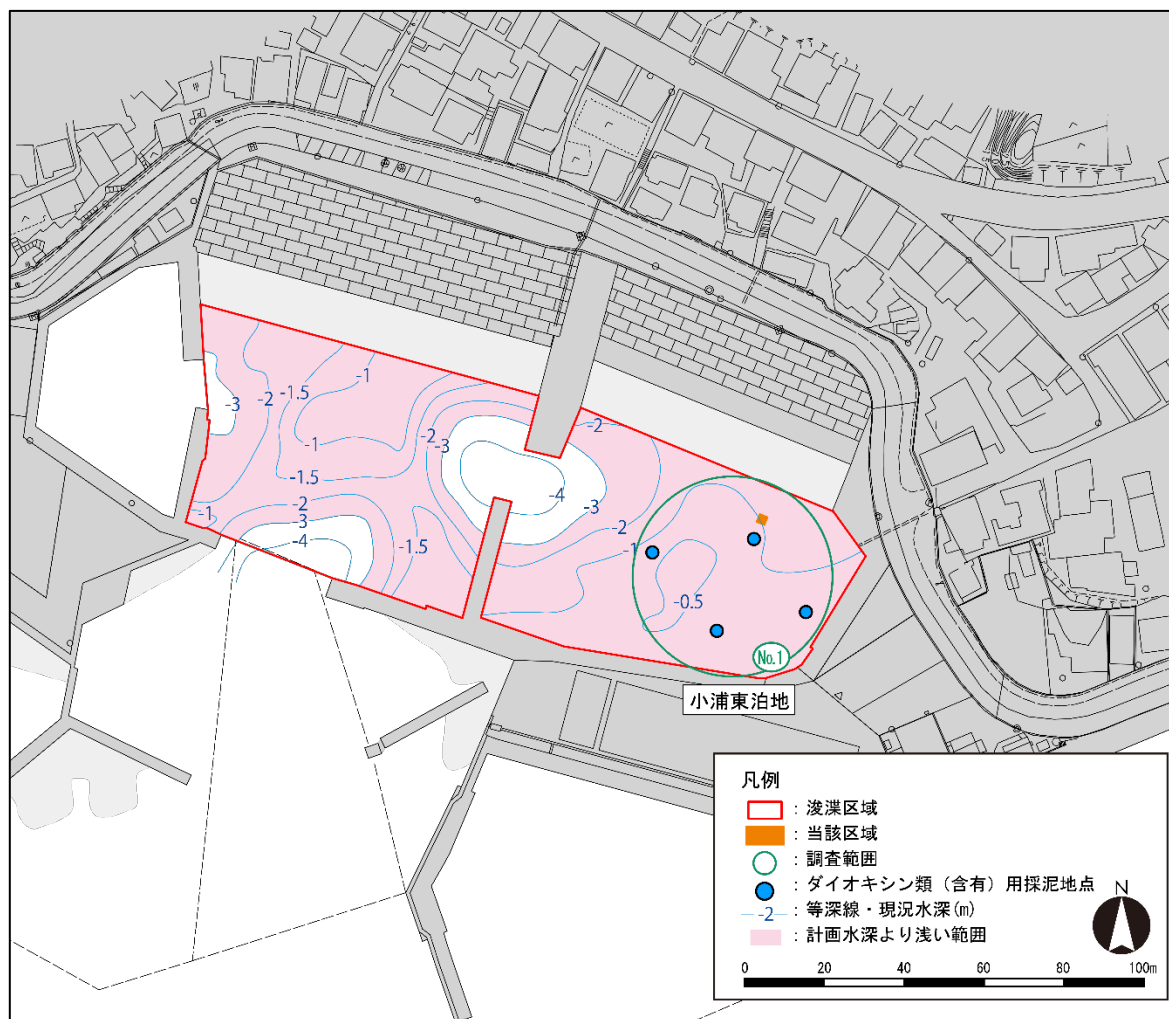
単位期間毎に、初めて海洋投入処分しようとする土砂について、判定基準への適合状況を確認することとする（監視報告には、申請時の内容に従って浚渫等を実施したことを示すため、判定基準への適合状況の確認を行った点及びその単位期間の浚渫範囲を図示する）。

なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する（表 4-1 参照）。

【通常に加えて実施する監視の方法】

小浦東泊地の No. 1 側（東側）を浚渫、海洋投入する際（4 年次の浚渫前を予定）には、通常
の判定基準への適合状況の確認に加え、図 4-2 に示すとおり、4 地点で試料採取及びダイオキ
シン類（含有）を分析する。試料採取は、ダイオキシン類（含有）が検出された 3 層目（1.5～
2.0m）を含むものとする。

なお、分析結果が基準値を超過した場合は、小浦東泊地の No. 1 側（東側）は浚渫しない。基
準値内であった場合は、5 年次にはダイオキシン類（含有）の分析は実施しない。



備考)

1. 港内の数値は、現況（R5 年測量実施）の等深線（水深：m）を示す。
 2. 小浦東泊地において、ダイオキシン類（含有）が基準値を超過した区域（2.5m×2.5m）については、浚渫範囲から除く。詳細は「添付書類-2、1.2 章、(4) その他の有害物質等」参照。
- 下図出典）「基盤地図情報」（国土地理院、<https://www.gsi.go.jp/kiban/>）

図 4-2 ダイオキシン類（含有）調査のための試料採取位置

2) 海域の状況

海域の状況については、事前評価において現況の把握を行った調査項目に関し、把握した現況からの変化が生じているか否かについて、調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集により把握する。なお、資料の継続的な収集が難しい場合は、専門家やその他の知見を有する者からの聴取等も行う。

ただし、現況を把握する際に用いた資料については、監視調査の実施時期における更新情報の確認が難しい場合は、直接的な環境変化が想定される水環境、海底環境については現地調査により試料を採取・分析して状況の把握を行う（表 4-2 参照）。

(3) 監視の頻度

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

①海洋投入処分をした廃棄物の数量

単位期間に 1 回の頻度で、単位期間終了時までには海洋投入処分した廃棄物の数量を(2)1)①に定めるところにより確認する。

②廃棄物の判定基準への適合状況

海洋投入処分実施前に、判定基準への適合状況を(2)1)②に定めるところにより確認する。

また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、浚渫範囲への新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

監視の方法と監視の頻度を表 4-1 に示す。

2) 海域の状況

当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適切な時期である海洋投入処分終了後の 2026 年度に 1 回実施する。また、許可期間が 3 年を超えるため、総括的監視に加え、3 年次終了時の 2024 年度に中間的監視を 1 回実施する。

監視の方法と頻度を表 4-2 に示す。

表 4-1 監視の方法と頻度（海洋投入処分の実績に関する事項について）

監視項目	監視の方法	監視の頻度
①海洋投入処分をした廃棄物の数量について	排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する。また、排出開始時及び終了時の位置を GNSS により確認・記録する。なお、監視報告において、海洋投入処分量は月別の集計結果を示す。	単位期間に 1 回の頻度で、当該単位期間に海洋投入した廃棄物の数量を(2)1)①に定めるところにより確認する。
②廃棄物の判定基準への適合状況について	単位期間毎に、初めて海洋投入処分しようとする水底土砂について、判定基準への適合状況を確認することとする。なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する。	海洋投入処分前に、判定基準への適合状況を(2)1)②に定めるところにより確認する。 また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、浚渫範囲への新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。
③申請期間における年次毎の浚渫箇所及び試料採取箇所の図示	申請期間において実際に行った浚渫実施箇所と試料採取箇所について記録し図示する。	当該申請期間に行った浚渫実施箇所と試料採取箇所を(2)1)③に定めるところにより確認する。

表 4-2 監視の方法と頻度（海域の状況について）

監視項目		監視の方法	監視の頻度
水環境	海水の濁り	調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理により現況からの変化が生じているか否かについて把握する。 資料の継続的な収集によって、海洋投入処分後の現況把握がむずかしい場合は、現地調査を行って把握する。	当該許可に基づく海洋投入処分中間期及び終了後の 2 回実施する。
	有害物質等による海水の汚れ		
海底環境	底質の有機物質の量		
	有害物質等による底質の汚れ		
生態系	干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。	
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育又は生息にとって重要な海域の状態		
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態		
人と海洋との関わり	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。	
	海域公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況		
	漁場としての利用状況		
	沿岸における主要な航路としての利用状況		
	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況		

また、影響想定海域において新規に海底ケーブルの敷設があった等、海域の状況に変化があった場合には、本申請における計画の変更申請を行うなど適宜対処する。

なお、監視を実施した後、その結果を遅滞なく環境大臣へ報告する。

特に、判定基準の適合状況の監視結果については、監視を実施した時は、その都度、速やかに報告する。